

四日市大学

ダイバーシティ・人権推進に関する 対応ガイドライン(教職員向け)

2020年11月25日

四日市大学は、建学の精神である「人間たれ」の精神のもと、学内の多様性が確保・尊重され、全ての学生が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生することのできるキャンパスを実現するため、特に配慮が必要と思われる、障害者の学生、留学生、ジェンダーおよびLGBT/SOGIについて、教職員向けに、以下のダイバーシティ・人権推進に関する対応ガイドラインを定める。

なお、このガイドラインに基づく取り組みは、2015年に国連で採択された人間・地球・繁栄のための行動計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれたSDGsの17の目標のうち、「10.人や国の不平等をなくそう」をはじめ「4.質の高い教育をみんなに」「5.ジェンダー平等を実現しよう」などの達成に資するものとしていくこととする。

障害者の学生について

1. 目的

本学の学生に対し、障害を理由とする不当な取扱いを行わないとともに、合理的な配慮の提供をし、必要に応じて、全ての者が障害の有無によって分け隔てられることなく、互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに資するため、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、本学における障害者の学生への修学支援に関する基本事項及び本学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定める。

2. 対象となる「障害者の学生」とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

なお、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3. 不当な差別的取扱いの禁止

本学の教職員は、その事務又は業務を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の学生の権利利益を侵害してはならない。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者の学生、第三者の権利・利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者の学生にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

（不当な取扱い例）

- ・ 障害者の学生に対し、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する。
- ・ 障害者でない学生には付さない条件を付けることなどにより、障害者の学生の権利利益を侵害すること。

4. 合理的配慮の提供

本学の教職員は、障害者の学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の学生の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をするものとする。

意思の表明は、障害者の学生の家族、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者の学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者の学生に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めるものとする。

(合理的配慮とは)

障害者の学生が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を要さないものをいう。

過重な負担については、個別の事案ごとに、次の(1)~(3)の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者の学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度

(合理的配慮としての支援内容に含まれないものの例)

- ①教育に関わる本質的な変更を伴うもの
 - ・成績評価において、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更
 - ・成績評価において、教育目標や公平性を損なうような合格基準を下げる
 - ・卒業要件を緩和すること など
- ②体制面、財政面において均衡を失した、又は本学にとって過度の負担を要するもの
 - ・大きな財政負担や管理が必要となる施設設備の改修要望
 - ・学内での学生生活（授業含む）で必要な個人装置やサービスの提供

- ・学内移動時に必要な介助者の手配及びそれに係る費用（自己手配・負担）
- ・ボランティア手配及びそれに係る費用（自己手配・負担） など

③教育と関係のない個人的な生活全般にわたる支援

- ・個人に対する車椅子の提供等の装備への負担
- ・本学の修学と関係のない課外活動についての支援など

5. 障害を理由とする差別の解消に関する相談窓口

障害者の学生及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別の解消に関する相談に応じるための窓口は、障害学生支援室が担当する。

障害学生支援室メール：stsec@yokkaichi-u.ac.jp

6. 支援内容の決定過程

差別的取扱いの有無の認定および合理的配慮の提供に際しては、障害者の学生本人の要望に基づいた調整を重視し、学生本人を含む関係者間において、可能な限り共通理解と合意形成を図るよう努めるものとする。支援の策定及び内容の調整は「障害学生支援委員会」にて行う。また、支援内容についてはモニタリングを行い、必要がある場合には支援内容の変更も含め調整を行う。

7. 教職員への研修・啓発

本学は、障害者の学生差別解消の推進を図るため、教職員に対し必要な研修・啓発を行うものとする。

8. 情報公開

本学は、障害者の学生に対する支援について、ホームページ等において情報公開することとする。

留学生について

1. 目的

四日市大学は、教育の基本（建学の精神）に「人間たれ」を置き、「地域を見つめ、世界を考える」をスローガンに掲げており、この精神に基づき、開学以来、多数の外国人留学生を受け入れてきた。「高等教育機関における外国人留学生の受入推進に関する有識者会議報告（文部科学省）」に見られるとおり、我が国が外国人留学生の受入れを通じて諸外国の人材育成に協力することは重要な国際貢献の一つであり、世界に日本の友人を増やすことにつながり、また、世界各国からの留学生と学び合うことが日本人学生に好影響を与えることから、留学生の受け入れには、以下の諸点に配慮していく。

2. 留学生が置かれている状況や立場について

- ① 留学生は外国人として、大学や日本社会の中で日本人とは違う様々なハンディキャップや困難を負い、ストレスにさらされることがある。
- ② 私費外国人留学生は、生活費や学費のほとんどを自分自身でまかなっており、経済的・時間的余裕がないことがある。

3. 宗教・文化について

- ① 留学生を指導することは文化交流でもあるという点を考慮し、それぞれの宗教と文化を尊重する。例えば、イスラム教徒の留学生の食事の制限やお祈りの時間等について理解する。なお本学の「お祈りの部屋」は、4号館4階に設けてある。
- ② 留学生を宗教・文化に対するステレオタイプ的な枠組みで見見るのではなく、あくまでも個々人の個性・人格を尊重する。

4. 留学生相談窓口

- ① 留学生支援課では、常駐する専任スタッフが勉学に関する相談や生活上の悩みなど対応する。また留学生には、緊急メールアドレス（平日夜間・土日祝専用）を伝える。
- ② メンタル面での問題を抱えている様子が見られたときには、学生相談室へ行くよう、指導する。
- ③ 留学生支援のために教員組織として、留学生支援委員会を設け、留学生支援課と緊密な協力の上に、留学生支援センターを運営する。

5. 交流事業

- ① 留学生支援センターは、留学生が地域社会および日本人学生等と交流を促進するため留学生・日本人学生交流研修旅行、留学生日本語弁論大会等の交流事業を実施する。
- ② 留学生会を設置し、学内外での留学生を主体とした交流活動の促進を図る。

6. 情報公開

本学は、留学生に対する支援について、留学生支援センターホームページ等において情報公開する。

ジェンダーおよびLGBT/SOGIについて

1. 目的

ジェンダーとは、社会通念や慣習などにより「社会的・文化的に形成された性別」のことである。これが、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合があることから、そのことを意識し、是正していくことが必要となる。

また、性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることである。このため、生物学的な性差に対する十分な配慮とともに、学生の中にも多様な性的指向・性自認を持つ学生がいることを前提とする必要もある。

そこで、正しい知識を身につけ、理解を深めるとともに、ジェンダーや性的指向・性自認などの性のあり方に基づく差別、固定的役割分担、偏見等が起こらないよう、多様な学生に対して本学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定める。

2. 差別・偏見等への対応および相談窓口について

(以下の相談、協議が必要となる事項についても同様に対応)

- ・学内のあらゆる面において、性差別や偏見に適切に対応する。
- ・セクシャルハラスメントには、解決に向けて迅速に取り組む。各学部にはハラスメント相談員を設け相談を受け付けるとともに、保健室、学生相談室も相談を担当する。

学生相談室メール：soudan@yokkaichi-u.ac.jp

- ・ハラスメントが発生した場合には、速やかに被害者を救済し、問題の解決を図る。
- ・LGBT/SOGI等に関する学生本人及びその家族、並びに教職員からの相談窓口は次のとおりとする。

メール等で面談日時の予約を行い、初回相談後、個人情報に配慮した上で、本人の希望や相談内容に応じて専門の相談員が協力して対応する体制を整備する。

LGBT/SOGI相談メール：rainbow@yokkaichi-u.ac.jp

- ・恒常的な個別の配慮を伴う事項は、原則として、学部等の教職員がチームで適時対応する。ガイドラインに例示されていない事項などの調整が必要な場合は、他の教職員が必要に応じて加わる。また、必要に応じて、学内外の関係者に助言を求めるものとする。
- ・カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止める。アウティングは絶対しない。
- ・アウティングを防止するため、相談当事者には、それぞれの課題解決のために相談対応を行うメンバー等について、あらかじめ了承を得る。なお、関係者全員が守秘義務を負う。

<用語解説>

- ◆LGBT レズビアン (Lesbian) ・ゲイ (Gay) ・
バイセクシュアル (Bisexual) ・トランスジェンダー (Transgender)
の頭文字をとって組み合わせた総称語
- ◆SOGI 性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity)
の頭文字をとった総称
- ◆カミングアウト ・公表すること。人に知られたいことを告白すること。
・同性愛者であることを公言すること。
・性同一性障害者が、自分がそうであると告白すること。
- ◆アウティング 本人の了解を得ずに、本人が公にしていない自身のことをその
他の人に伝えること。アウティングは人の秘密をばらす行為

3. 通称名の使用 (学籍簿上の氏名変更) について

- ・本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で取り扱われ、学籍簿上の表記は本名 (戸籍上の氏名) を原則とする。
- ・自認する性などに基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きを経た上で使用することができる。
- ・本学が発行する証明書等については、可能な範囲で柔軟に対応する。

4. 性別情報について

- ・性のあり方は多様であることに配慮した言動をする。
- ・学生及び教職員に配布・掲示する名簿又は大学所定の許可申請書や届出書等の様式および学内外で実施する質問紙調査の調査票等については、性別情報が特に必要とは認められない場合は、性別欄を設けないこととする。
- ・当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないよう、慎重に取り組む。特に名簿と教育情報システムでの性別情報の取り扱いについて、以下の点に取り組む。

◆名簿

学生に配布・掲示する名簿については、原則としていかなる文書についても性別欄を除外する。会議等でも、性別情報を含む個人情報については慎重に取り組む。

◆教育情報システム (UNIVERSAL PASSPORT、GAKUEN)

教育情報システムで性別情報を含めた個人情報は慎重に扱う。

5. 本学が発行する証明書等の性別記載

本学が発行する証明書等のうち、主な証書等の性別記載の有無については下記のとおり。今後さらに情報を集めるとともに、各証明書等で性別の記載が本当に必要かどうかを含め検討する。

《性別記載のないもの》（2019年10月時点）

学位記 成績証明書 卒業証明書 卒業見込証明書 在学証明書等

《性別記載があるもの》（2019年10月時点）

健康診断証明書 学生名簿 英文卒業成績証明書 英文卒業証明書等

→※性別を削除

6. 大学に提出する諸書類における性別情報の記入

- ・本学に提出する諸書類のうち、主な書類への性別情報の記入の有無については以下のとおり。今後さらに情報を集めるとともに、各書類で性別情報の記載が本当に必要かどうかを含め検討する。また、各組織においても同様の方針で対応を進める。
- ・なお、これらの提出に先立ち、事前に相談することで性別記載欄を未記入のまま提出することが可能な場合もある。

《性別記載があるもの》

在籍調査票 課外活動部員名簿等

7. 呼称について

- ・呼称については、性別で使い分けず、共通の敬称を全構成員に対して推奨する。また、外国語の授業における呼称についてもこれに準ずる。
- ・学外者対応等においても、名前から想定される性別と見た目が異なるため名前を呼ばれることを避けたい人もいることから、例えば、名前・性別をなるべく言わない、電話の声質で性別を判断しないなど、普段から名前や性別に関することは慎重に扱う。

8. 教育・授業について

- ・教材の内容をはじめ、教職員が関わるあらゆる教育現場において、ジェンダー平等や性の多様性に配慮した教育が行われるよう留意する。
- ・授業において、性別で区別した活動は、特に必要な場合以外に行わないこととする。

ただし、宿泊や脱衣、身体に触れる活動を伴う場合には、グループ分けについての本人の希望を授業担当者又は相談窓口等で受け付け、関係機関と調整し対応する。

・学外機関での扱いについては、大学としても学外機関にできるだけの対応を依頼する。

9. 健康診断について

本学で実施する健康診断については、保健室で必要に応じて個別対応の相談を受け付ける。更衣室についても、必要に応じて個別対応の相談を受け付ける。

10. トイレについて

ユニバーサルトイレについては、多目的であることが理解できるように表示・案内を進める。今後の施設整備に当たっては、計画的にトイレの改修を図る。

11. 就職活動・インターンシップについて

将来の仕事と生活の調和について、性に関わらず学生が考える機会を提供する。また、ジェンダー平等や多様な性のあり方といった観点からのロールモデルの提示などを行い、意識の醸成を図る。

インターンシップや就職活動時の相談は、必要に応じて個別に対応する。就職後の不安をはじめ、キャリアに関わることは、キャリアサポートセンターが対応する。

12. 啓発・理解促進および情報発信について

本学学生・教職員及び大学関係者に対して、ジェンダー平等やLGBT/ SOGIに関する理解促進に係るFD/SD等の啓発・研修・情報提供を定期的・継続的に行うとともに、地域への発信にも努める。

本学のジェンダー平等やLGBT/ SOGIに係る取組の情報を、学内外に向けて大学HP等を利用して公開・発信する。

対応ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインについては、学内外の環境の改善状況を踏まえつつ、関係する人々や諸機関との意見交換を基に、必要に応じて適宜見直す。